

保企第 3 0 7 2 号
令和 2 年 12 月 25 日

大阪府内二次救急医療機関

(内科又は呼吸器内科救急協力診療科標榜) 各位

大阪府新型コロナウイルス対策本部長
大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症患者受入病床の確保について (要請)

日頃より、大阪府政の推進にご協力をいただき、お礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、10月中旬以降の感染拡大の第3波において、患者受入医療機関の多くが満床になるなど、既存の医療機関のみでの受入体制確保が困難な状況になりつつあります。

このような中、12月23日に開催しました第8回大阪府新型コロナウイルス感染症対策協議会において、新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関の拡充について、ご意見をいただいたところです。

つきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項(都道府県対策本部長による協力要請)に基づき、貴院に新型コロナウイルス感染症患者受入病床の確保を要請します。

なお、新たに受入医療機関となった場合、病床確保に関する補助、受入に必要な施設設備に関する補助を行います。

また、既存の補助事業に加え、新たな支援事業についても検討しておりますので、詳細が決まり次第お伝えいたします。

<要請病床数>

- ・「感染症防止対策加算」算定病院 : 2床
- ・「感染症防止対策加算」未算定病院 : 1床

≪大阪府新型コロナウイルス感染症対策協議会において議論された方針≫

○受入要請をする医療機関(二次救急病院)の考え方

- ・救急協力診療科目で内科又は呼吸器内科がある病院への要請
⇒非コロナ受入病院で、内科・呼吸器内科のある約110病院は1床確保
- ・感染対策のノウハウがある「感染防止対策加算」病院への要請
⇒「感染防止対策加算」約90病院は、さらに1床確保

※別紙「回答票」にて、新型コロナウイルス感染症患者受入病床の確保にかかる検討状況について、令和3年1月12日(火)までに病床確保担当宛メールにてご回答ください。

Mail : coronataisaku19@gbox.pref.osaka.lg.jp

【問い合わせ先】

大阪府健康医療部保健医療室

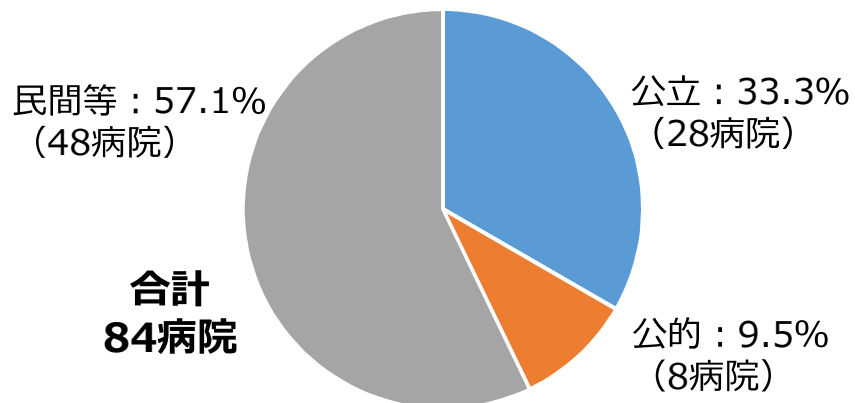
- ・新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保に関すること
保健医療企画課計画推進グループ(病床確保担当) 畑山・高野・井原
電話 : 06-6944-6028 (ダイヤルイン)
- ・新型コロナウイルス感染症対策協議会における協議内容に関すること
医療対策課救急・災害医療グループ 犬伏・浦
電話 : 06-6944-9168 (ダイヤルイン)
- ・各種補助金に関すること
感染症対策課 病院支援グループ 出野・徳永・佐藤
電話 : 06-4397-3243 (ダイヤルイン)

新型コロナウイルス患者の受入体制等の概況②

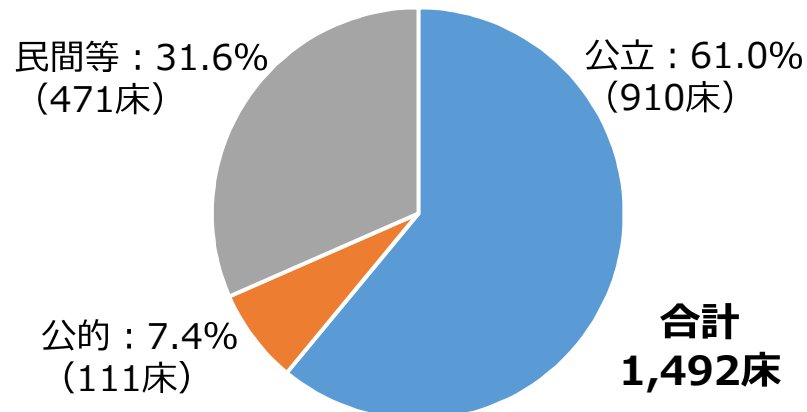
●新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関・病床の現況

○これまで、公立・国立・公的医療機関等の急性期病院を中心に新型コロナ患者受入病床の確保を要請し、各医療機関の協力の結果、必要な病床を確保してきた。

受入病院：設置主体別機関数割合



受入病院：設置主体別確保病床数割合



※公立：設置主体（市町村、市立病院機構、大阪府、府立病院機構、国立研究センター、国立病院機構） 公的：設置主体（日赤・済生会）

●一般病院における新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関(81※)の割合

○公立、公的病院の多くが、受入医療機関となっている。

※その他、精神病院の受入医療機関が3病院あり。

	医療機関数			確保病床数		
	一般病院 全体	(内) 受入 医療機関		一般病院 全体	(内) 受入 医療機関	
		A	B		B/A	C
一般病院（全体）	476	81	17.0%	86,299	1,463	1.7%
（内）公立	29	27	93.1%	11,294	898	8.0%
（内）公的	11	8	72.7%	4,395	111	2.5%
（内）民間等	436	46	10.6%	70,610	454	0.6%

現在の課題①（新型コロナウイルス感染症患者の受入体制全般）

公立、公的病院の多くが受入医療機関となっており、受入医療機関を拡充するには、民間の一般病院に対し、病床確保にかかる働きかけが必要。

今後の方針 1 (二次救急医療機関での受入病院の拡充)

新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関(軽症中等症)は、約270病院中、約70病院で、全体の約25%であり、患者受入病院のすそ野を広げることが必要

【大阪府内の新型コロナウイルス感染症患者(軽症中等症)の受入体制の現状】

大阪府内病院数(病床数)		
約500病院 (約85,000床)	二次救急病院(※)数(病床数)	
	約270病院 (約50,000床)	コロナ受入病院数(病床数) 約70病院 (約1,200床)

※二次救急医療機関のうち、診療所を除く(以下同じ)

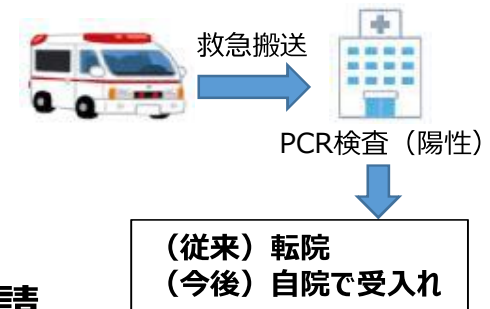
○二次救急医療機関への受入要請について

「救急病院等を定める省令」の規定に基づき、救急医療について**相当な知識や経験を要する医師が常時診療に従事し、救急医療を行うために必要な施設及びエックス線や人工呼吸器などの設備を有していること、また、救急医療を要する傷病者のための専用病床を有することから要請するもの。**

○受入要請をする医療機関(二次救急病院)の考え方

- ・診療科目で内科・呼吸器内科がある病院への要請
⇒非コロナ受入病院で、内科・呼吸器内科のある約110病院は1床確保
- ・感染対策のノウハウがある「感染防止対策加算」病院への要請
⇒「感染防止対策加算」90病院は、さらに1床確保

⇒ **200床の確保要請**



【参考】

